第二条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線に付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（廃炉円滑化負担金の額の承認） **第四十五条の二十一の六**　電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号。以下この条において「会計規則」という。）第二十八条の二第一項若しくは第二十八条の三第一項の承認又は原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年通商産業省令第三十号）第五条第三項ただし書の承認を受けた原子力発電事業者（以下この条及び次条において「特定原子力発電事業者」という。）は、当該承認に係る原子力発電工作物（特定原子力施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十四条の二第一項に規定する特定原子力施設をいう。）に係るものを除く。）の廃止を円滑に実施するために必要な資金を一般送配電事業者が行う接続供給によって回収しようとするときは、回収しようとする資金（以下この条及び次条において「廃炉円滑化負担金」という。）の額について、経済産業大臣の承認を受けなければならない。 2　［略］ 3　経済産業大臣は、第一項の承認の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。 一　廃炉円滑化負担金の額が、当該額の根拠となる原子力特定資産簿価（会計規則第二十八条の二第一項に規定する原子力特定資産簿価をいう。）、原子力廃止関連仮勘定簿価（同令第二十八条の三第一項に規定する原子力廃止関連仮勘定簿価をいう。）、原子力廃止関連費用相当額（同項に規定する原子力廃止関連費用相当額をいう。）及び原子力発電施設解体引当金の要引当額（原子力発電施設解体引当金に関する省令第五条第三項に規定する要引当額をいう。）に照らし、適正かつ明確に定められていること。 二　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（廃炉円滑化負担金の額の承認） **第四十五条の二十一の六**　電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号。以下この条において「会計規則」という。）第二十八条の二第一項又は第二十八条の三第一項の承認を受けた原子力発電事業者（以下この条及び次条において「特定原子力発電事業者」という。）は、当該承認に係る原子力発電工作物の廃止を円滑に実施するために必要な資金を一般送配電事業者が行う接続供給によって回収しようとするときは、回収しようとする資金（以下この条及び次条において「廃炉円滑化負担金」という。）の額について、経済産業大臣の承認を受けなければならない。 2　［略］ 3　経済産業大臣は、第一項の承認の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。 一　廃炉円滑化負担金の額が、当該額の根拠となる原子力特定資産簿価（会計規則第二十八条の二第一項に規定する原子力特定資産簿価をいう。）、原子力廃止関連仮勘定簿価（同令第二十八条の三第一項に規定する原子力廃止関連仮勘定簿価をいう。）及び原子力廃止関連費用相当額（同項に規定する原子力廃止関連費用相当額をいう。）に照らし、適正かつ明確に定められていること。 二　［略］

第三条　電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線に付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　総則（第一条―第三条の二） 第二章　固定資産勘定 第一節　電気事業固定資産の取得（第四条・第五条） 第二節　電気事業固定資産の価額（第六条―第十一条） 第三節　資本的支出と収益的支出との区分（第十二条・第十三条） 第四節　電気事業固定資産の除却（第十四条―第二十条） 第五節　雑則（第二十一条―第二十八条の三） 第三章　貯蔵品勘定（第二十九条―第三十四条） 第四章　特定原子力施設炉心等除去準備引当金勘定（第三十四条の二） 第五章　特定原子力施設炉心等除去引当金勘定（第三十四条の三・第三十四条の四）	目次 第一章　総則（第一条―第三条の二） 第二章　固定資産勘定 第一節　電気事業固定資産の取得（第四条・第五条） 第二節　電気事業固定資産の価額（第六条―第十一条） 第三節　資本的支出と収益的支出との区分（第十二条・第十三条） 第四節　電気事業固定資産の除却（第十四条―第二十条） 第五節　雑則（第二十一条―第二十八条の四） 第三章　貯蔵品勘定（第二十九条―第三十四条） 第四章　特定原子力施設炉心等除去準備引当金勘定（第三十四条の二） 第五章　特定原子力施設炉心等除去引当金勘定（第三十四条の三・第三十四条の四）